

# 資料編

## 1. 北広島町子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 9 月 24 日条例第 30 号

北広島町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、北広島町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事務に関し、町長に意見を述べるほか、同項第 4 号の規定により、子ども・子育て支援の施策に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育・保育及び子育て支援の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、町長が招集する。

2 会議の議長は、会長を持って充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、北広島町福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

#### 条例第2条（所掌事務）の要約

- 第77条第1項第1号  
新制度の対象となる施設（認定こども園、保育所（園）、幼稚園）の利用定員の設定について意見を述べる
- 第77条第1項第2号  
新制度の対象となる事業（地域型保育事業）の利用定員の設定について意見を述べる
- 第77条第1項第3号  
「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定・変更に際して意見を述べる
- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的・計画的な推進に関して、必要な事項や施策の実施状況を調査審議する

## 2. 計画の策定体制

### (1)北広島町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・順不同)

NO.	名 前	所 属
1	栃藪 芳江	北広島町民生委員児童委員協議会、児童福祉部会
2	菅川 知由	北広島町教育委員会 教育委員
3	水野 了史	北広島町保育所長連絡協議会長
4	大坪 智子	大朝放課後児童クラブ 指導員
5	松島 尚志	北広島町小中学校校長会長
6	中瀬 弘恵	子育てサークル ママ友クラブ
7	齋藤 弘	北広島町青少年育成推進協議会長
8	砂原 正則	北広島町商工会長
9	大内 里美	子どもの保護者

## (2)策定経過

年 月 日	活 動 概 要
平成 26 年 2 月 5 日 (水)	第 1 回北広島町子ども・子育て会議 【議事】 ○会長・副会長の選任について ○「子ども・子育て支援新制度」の概要について ○「北広島町子ども・子育て会議」について ・会議での検討事項等について ・会議のスケジュールについて ・区域の設定について ○ニーズ調査の実施状況について（中間報告） ○北広島町の現状と取組み状況について
平成 26 年 9 月 1 日 (月)	第 2 回北広島町子ども・子育て会議 【議事】 ○北広島町子ども・子育て支援事業計画の骨子について ○北広島町子ども・子育て支援事業計画の基本理念等について ○特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認について ・特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ○子ども・子育て支援事業の取組み状況について ・放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ・北広島町保育の必要性の認定に関する条例
平成 26 年 11 月 10 日(月)	第 3 回北広島町子ども・子育て会議 【議事】 ○北広島町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
平成 27 年 1 月 19 日 (月)	第 4 回北広島町子ども・子育て会議 【議事】 ○北広島町子ども・子育て支援事業計画の施策の展開について
平成 27 年 3 月 3 日 (火)	第 5 回北広島町子ども・子育て会議 【議事】 ○北広島町子ども・子育て支援事業計画について ○保育料の改正について



## 北広島町子ども・子育て支援事業計画

---

発行年月：平成 27 年 3 月

発行・編集：北広島町役場 福祉課子育て支援室

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234

T e l : 050-5812-1851 / F a x : 0826-72-5242

E-mail : kosodate@town.kitahiroshima.lg.jp

きたひろしま子育て舞 n e t : <http://kitahiroshima.ikuji365.net/>